

募集

交通安全指導員を募集します

町民サービス課交通対策係
役場（内線519）

資格／庶路・西庶路市街地に居住している方

募集人員／2人

雇用開始／11月から

勤務時間／小学校の登校時間帯2時間程度

報酬／810円（時給）

応募方法／履歴書（写真添付）と健康診断書を町民サービス課交通対策係へ提出してください。

応募締切／10月13日（金）

※郵送の場合は当日消印有効

税金

家屋調査にご協力ください

国税務課資産税係
役場（内線535）

町では、固定資産税の課税対象となる建物を対象に家屋の実地調査を実施しますので、町民皆様のご協力を願います。

■家屋実地調査とは？

すでに課税されている家屋との公平を期し公正で適正な課税を目的に、町内にある家屋について、家屋課税

台帳に登録してある事項と比較し、課税対象家屋の課税漏れ、または取り壊し等がある家屋を調査します。

■調査方法

- ①担当職員（調査員）が調査に伺い、家屋課税台帳および図面と現況を照らし合わせます。
- ②調査の際は、敷地内に立ち入らせていただくことになります。
- ③必要に応じて所有者や建設年度などを尋ねる場合がありますので、協力をお願いします。
- ④調査員は身分証を携帯し、名札を着用しています。
- ⑤課税されていない家屋が判明した場合は、所有者の了承を得て評価をさせていただきます。なお、留守の場合は、後日電話で所有者に日程等を連絡の上、調査員が改めて伺います。
- ⑥調査にあたって調査費等をいただくことは一切ありません。また、課税対象の家屋と判明し、評価した場合においても、その場で税金を徴収することはありません。

■お願い

平成29年度の固定資産税納税通知書に課税明細書を同封していますので、課税明細書に記載されている家屋と実際に所有している家屋について相違などがある場合は、連絡して

ください。

また、家屋を新增築された場合や取り壊した場合、法務局に登録していない家屋の所有者を変更した場合についても、連絡してください。

なお、確認申請および登記申請されている家屋については、連絡の必要はありません。

住宅

町営住宅入居者募集

町建設課住宅管理係
役場（内線285）

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

精神、知的障がい者およびDV被害により入居を希望される方は、事前に連絡をお願いします。

申込期間／10月3日（火）～12日（水）

- ①居住する住宅に困っていることが明らかである方。
 - ②税金等の滞納がない方（同居する方を含む）。
 - ③申し込みをする方を含め、世帯人数が2人以上（3LDKは3人以上）であること。
- ただし、60歳以上の方は、1LDKと3DKに限り単身入居することが可能です。

- ④住宅使用料の債務保証（家賃を滞納した場合の保証）をすることが出来る連帯保証人が1人いること。
- ⑤公営住宅法に基づく月額所得基準内であること。

▼世帯全員の月額所得が15・8万円以下

▼子育て世帯（小学校就学前の子どもがいる世帯）や身体障がい者のいる世帯、申請者が60歳以上かつ同居者がすべて60歳以上または18歳未満の世帯は21・4万円以下

⑥暴力団員がいないこと。

申込方法／役場建設課、庶路支所に備え付けてある「町営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、次の①もしくは②の書類を添付して申し込んでください。

- ※申し込みは庶路支所でもできます
- ①町内に居住の方▼同居する全員の平成28年分の収入と所得が分かる書類（源泉徴収票、所得証明書、確定申告書の写しなど）
 - ②町外に居住の方▼同居する全員の住民票、所得証明書、納税証明書

※平成29年1月1日現在、町外に居住していた方は居住していた市町村で所得証明書、納税証明書を取得することができず

入居時期／11月中旬以降の予定